

NOAダンスアカデミー スクール校則

第1条 (名称)

本校はNOAダンスアカデミーと称します。

第2条 (目的)

本校はダンスの振興に広く貢献するとともに、生徒のダンス技術・理論のさらなる向上をめざし、健康で創造力豊かなダンススクールとすることを目的とします。

第3条 (入校資格条件)

本校に入校できるのは、本校の趣旨に賛同し、校則を承認した方で、かつ心身とも健康で異常のない方とします。

第4条 (入校資格取得)

本校に入校を希望する方は、所定の入校手続きをし、入校金を納めることにより入校が認められ本校の生徒となります。但し、未成年者の場合は親権者の同意が必要です。

第5条 (生徒資格の譲渡)

入校資格を譲渡することは一切できません。

第6条 (生徒資格の有効期間)

生徒資格の有効期間は、終身とします。但し、生徒は下記の場合その資格を失うものとします。

- 1.退校
- 2.除名

第7条 (除名等)

本校は生徒が次の各号のいずれか一つに該当すると認められた場合は、何らの警告なしに生徒を除名することができるものとする。

1. 月謝の納入を滞納し、期限を定めた催告に応じない場合。
2. 本校の施設を故意に毀損した場合。
3. 本校則、その他本校の定める規則に違反した場合。
4. 本校の名誉、信用を毀損した生徒。本校の秩序を乱す生徒。
5. その他本校の生徒として品位を損なう行為のあった生徒。

第8条 (生徒資格の喪失)

何らかの理由により生徒資格を喪失した場合は、退校手続き申請書に必要事項を記入していただきます。

第9条 (生徒の施設利用)

本校の生徒は、本会則及び本スタジオの諸規則に従い本スタジオの諸施設を生徒料金で使用することができます。

第10条 (入校金及び授業料)

一旦、収めた入校金及び授業料はいかなる場合もこれを返還しません。

第11条 (月謝)

生徒は、その生徒の在籍するコースの定められた月謝を前納しなければなりません。

第12条 (繰り越し)

レッスンの繰り越しを認められているコースは、その月の未消化分を翌月に繰り越すことができます。

第13条 (休校)

休校は原則として認めません。但し生徒が、出産・傷病等の事情の場合において、休校届け、証明書を提出し、本校の承認を受けた場合に限り認められます。

第14条 (受講、施設の利用)

- ①生徒は本校の定める月謝を納めることにより、受講、施設の利用が認められます。
- ②受講、施設の利用の際は本校の定める諸規則及び従業員の指示に従って下さい。

第15条 (受講の拒絶)

生徒の事故、怪我等の防止の為レッスン開始後、15分以上経過した場合には受講を拒絶します。

第16条 (ビジター制度)

- ①本校はクラスに余裕がある場合は、ビジターを受け入れます。
- ②ビジターについても、本規則を適用するものとします。

第17条 (スタジオ及び施設の変更・休校)

- ①本校は必要に応じてスタジオ及び施設の変更ができるものとします。
- ②気象、災害等、その他の事由により開校が不可能な場合休校できるものとします。
- ③いずれの事由においても生徒は一切の異議申し立て、補償請求をすることはできません。

第18条 (免責)

本校はレッスン受講者に対し、以下の事由に基づく損害等に関して一切の責任を負わないものとします。

- (1) スタジオ内、諸施設内において生じた盗難・傷害・事故
- (2) レッスン中に起きた怪我、障害、病気、持病等の発生、その他の健康状態の変化
- (3) インストラクターの行う正当な指導行為に基づき発生する精神的肉体的疲労や苦痛

第19条 (休校日)

本校は、夏期、年末年始に休校日を設けることができます。

第20条 (損害賠償責任)

生徒が本校のスタジオ・諸施設を利用中、自己の責任において本校又は第三者に損害を与えた場合は、その賠償を負い速やかにその責に任ずるものとします。

第21条 (諸料金の変更)

本校は生徒が負担する入校金、月謝等を変更できるものとします。

第22条 (退校)

- ①やむをえず退校する場合は、必ずスクール受付に申し出るものとし、申し出のあった月の翌月いっぱいまで退校とする。
- ②退校する月までは在籍扱いとなり、月謝も納付しなければなりません。(例：10月7日に退校の申し出をした場合、11月末日まで在籍)

第23条 (改正)

本校の利用に関する本校則の改正及び本校則に定めのない事項については、本校がこれを定めることができるものとし、その効力は生徒・ビジター会員に及ぶものとします。

NOAダンス教室 スクール校則

第1条 (名称)

本校はNOAダンス教室と称します。

第2条 (目的)

本校はダンスの振興に広く貢献するとともに、生徒のダンス技術・理論のさらなる向上をめざし、健康で創造力豊かなダンススクールとすることを目的とします。

第3条 (入校資格条件)

本校に入校できるのは、本校の趣旨に賛同し、校則を承認した方で、かつ心身とも健康で異常のない方とします。

第4条 (入校資格取得)

本校に入校を希望する方は、所定の入校手続きをし、入校金を納めることにより入校が認められ本校の生徒となります。但し、未成年者の場合は親権者の同意が必要です。

第5条 (生徒資格の譲渡)

入校資格を譲渡することは一切できません。

第6条 (生徒資格の有効期間)

生徒資格の有効期間は、終身とします。但し、生徒は下記の場合その資格を失うものとします。

- 1.退校
- 2.除名

第7条 (除名等)

本校は生徒が次の各号のいずれか一つに該当すると認められた場合は、何らの警告なしに生徒を除名することができるものとする。

1. 月謝の納入を滞納し、期限を定めた催告に応じない場合。
2. 本校の施設を故意に毀損した場合。
3. 本校則、その他本校の定める規則に違反した場合。
4. 本校の名誉、信用を毀損した生徒。本校の秩序を乱す生徒。
5. その他本校の生徒として品位を損なう行為のあった生徒。

第8条 (生徒資格の喪失)

何らかの理由により生徒資格を喪失した場合は、退校手続き申請書に必要事項を記入していただきます。

第9条 (生徒の施設利用)

本校の生徒は、本会則及び本スタジオの諸規則に従い本スタジオの諸施設を生徒料金で使用することができます。

第10条 (入校金及び授業料)

一旦、収めた入校金及び授業料はいかなる場合もこれを返還しません。

第11条 (月謝)

生徒は、その生徒の在籍するコースの定められた月謝を前納しなければなりません。

第12条 (繰り越し)

レッスンの繰り越しを認められているコースは、その月の未消化分を翌月に繰り越すことができます。

第13条 (休校)

休校は原則として認めません。但し生徒が、出産・傷病等の事情の場合において、休校届け、証明書を提出し、本校の承認を受けた場合に限り認められます。

第14条 (受講、施設の利用)

- ①生徒は本校の定める月謝を納めることにより、受講、施設の利用が認められます。
- ②受講、施設の利用の際は本校の定める諸規則及び従業員の指示に従って下さい。

第15条 (受講の拒絶)

生徒の事故、怪我等の防止の為レッスン開始後、15分以上経過した場合には受講を拒絶します。

第16条 (ビジター制度)

- ①本校はクラスに余裕がある場合は、ビジターを受け入れます。
- ②ビジターについても、本規則を適用するものとします。

第17条 (スタジオ及び施設の変更・休校)

- ①本校は必要に応じてスタジオ及び施設の変更ができるものとします。
- ②気象、災害等、その他の事由により開校が不可能な場合休校できるものとします。
- ③いずれの事由においても生徒は一切の異議申し立て、補償請求をすることはできません。

第18条 (免責)

本校はレッスン受講者に対し、以下の事由に基づく損害等に関して一切の責任を負わないものとします。

- (1) スタジオ内、諸施設内において生じた盗難・傷害・事故
- (2) レッスン中に起きた怪我、障害、病気、持病等の発生、その他の健康状態の変化
- (3) インストラクターの行う正当な指導行為に基づき発生する精神的肉体的疲労や苦痛

第19条 (休校日)

本校は、夏期、年末年始に休校日を設けることができます。

第20条 (損害賠償責任)

生徒が本校のスタジオ・諸施設を利用中、自己の責任において本校又は第三者に損害を与えた場合は、その賠償を負い速やかにその責に任ずるものとします。

第21条 (諸料金の変更)

本校は生徒が負担する入校金、月謝等を変更できるものとします。

第22条 (退校)

- ①やむをえず退校する場合は、必ずスクール受付に申し出るものとし、申し出のあった月の翌月いっぱいまで退校とする。
- ②退校する月までは在籍扱いとなり、月謝も納付しなければなりません。(例：10月7日に退校の申し出をした場合、11月末日まで在籍)

第23条 (改正)

本校の利用に関する本校則の改正及び本校則に定めのない事項については、本校がこれを定めることができるものとし、その効力は生徒・ビジター会員に及ぶものとします。

NOAバレエスクール スクール校則

第1条 (名称)

本校はNOAバレエスクールと称します。

第2条 (目的)

本校はダンスの振興に広く貢献するとともに、生徒のダンス技術・理論のさらなる向上をめざし、健康で創造力豊かなダンススクールとすることを目的とします。

第3条 (入校資格条件)

本校に入校できるのは、本校の趣旨に賛同し、校則を承認した方で、かつ心身とも健康で異常のない方とします。

第4条 (入校資格取得)

本校に入校を希望する方は、所定の入校手続きをし、入校金を納めることにより入校が認められ本校の生徒となります。但し、未成年者の場合は親権者の同意が必要です。

第5条 (生徒資格の譲渡)

入校資格を譲渡することは一切できません。

第6条 (生徒資格の有効期間)

生徒資格の有効期間は、終身とします。但し、生徒は下記の場合その資格を失うものとします。

- 1.退校
- 2.除名

第7条 (除名等)

本校は生徒が次の各号のいずれか一つに該当すると認められた場合は、何らの警告なしに生徒を除名することができるものとする。

1. 月謝の納入を滞納し、期限を定めた催告に応じない場合。
2. 本校の施設を故意に毀損した場合。
3. 本校則、その他本校の定める規則に違反した場合。
4. 本校の名誉、信用を毀損した生徒。本校の秩序を乱す生徒。
5. その他本校の生徒として品位を損なう行為のあった生徒。

第8条 (生徒資格の喪失)

何らかの理由により生徒資格を喪失した場合は、退校手続き申請書に必要事項を記入していただきます。

第9条 (生徒の施設利用)

本校の生徒は、本会則及び本スタジオの諸規則に従い本スタジオの諸施設を生徒料金で使用することができます。

第10条 (入校金及び授業料)

一旦、収めた入校金及び授業料はいかなる場合もこれを返還しません。

第11条 (月謝)

生徒は、その生徒の在籍するコースの定められた月謝を前納しなければなりません。

第12条 (繰り越し)

レッスンの繰り越しを認められているコースは、その月の未消化分を翌月に繰り越すことができます。

第13条 (休校)

休校は原則として認めません。但し生徒が、出産・傷病等の事情の場合において、休校届け、証明書を提出し、本校の承認を受けた場合に限り認められます。

第14条 (受講、施設の利用)

- ①生徒は本校の定める月謝を納めることにより、受講、施設の利用が認められます。
- ②受講、施設の利用の際は本校の定める諸規則及び従業員の指示に従って下さい。

第15条 (受講の拒絶)

生徒の事故、怪我等の防止の為レッスン開始後、15分以上経過した場合には受講を拒絶します。

第16条 (ビジター制度)

- ①本校はクラスに余裕がある場合は、ビジターを受け入れます。
- ②ビジターについても、本規則を適用するものとします。

第17条 (スタジオ及び施設の変更・休校)

- ①本校は必要に応じてスタジオ及び施設の変更ができるものとします。
- ②気象、災害等、その他の事由により開校が不可能な場合休校できるものとします。
- ③いずれの事由においても生徒は一切の異議申し立て、補償請求をすることはできません。

第18条 (免責)

本校はレッスン受講者に対し、以下の事由に基づく損害等に関して一切の責任を負わないものとします。

- (1) スタジオ内、諸施設内において生じた盗難・傷害・事故
- (2) レッスン中に起きた怪我、障害、病気、持病等の発生、その他の健康状態の変化
- (3) インストラクターの行う正当な指導行為に基づき発生する精神的肉体的疲労や苦痛

第19条 (休校日)

本校は、夏期、年末年始に休校日を設けることができます。

第20条 (損害賠償責任)

生徒が本校のスタジオ・諸施設を利用中、自己の責任において本校又は第三者に損害を与えた場合は、その賠償を負い速やかにその責に任ずるものとします。

第21条 (諸料金の変更)

本校は生徒が負担する入校金、月謝等を変更できるものとします。

第22条 (退校)

- ①やむをえず退校する場合は、必ずスクール受付に申し出るものとし、申し出のあった月の翌月いっぱいまで退校とする。
- ②退校する月までは在籍扱いとなり、月謝も納付しなければなりません。(例：10月7日に退校の申し出をした場合、11月末日まで在籍)

第23条 (改正)

本校の利用に関する本校則の改正及び本校則に定めのない事項については、本校がこれを定めることができるものとし、その効力は生徒・ビジター会員に及ぶものとします。

ヨガスタジオNOA スクール校則

第1条 (名称)

本校はヨガスタジオNOAと称します。

第2条 (目的)

本校はヨガの振興に広く貢献するとともに、生徒のヨガ技術・理論のさらなる向上をめざし、健康で創造力豊かなヨガスタジオとすることを目的とします。

第3条 (入校資格条件)

本校に入校できるのは、本校の趣旨に賛同し、校則を承認した方で、かつ心身とも健康で異常のない方とします。

第4条 (入校資格取得)

本校に入校を希望する方は、所定の入校手続きをし、入校金を納めることにより入校が認められ本校の生徒となります。但し、未成年者の場合は親権者の同意が必要です。

第5条 (生徒資格の譲渡)

入校資格を譲渡することは一切できません。

第6条 (生徒資格の有効期間)

生徒資格の有効期間は、終身とします。但し、生徒は下記の場合その資格を失うものとします。

- 1.退校
- 2.除名

第7条 (除名等)

本校は生徒が次の各号のいずれか一つに該当すると認められた場合は、何らの警告なしに生徒を除名することができるものとする。

1. 月謝の納入を滞納し、期限を定めた催告に応じない場合。
2. 本校の施設を故意に毀損した場合。
3. 本校則、その他本校の定める規則に違反した場合。
4. 本校の名誉、信用を毀損した生徒。本校の秩序を乱す生徒。
5. その他本校の生徒として品位を損なう行為のあった生徒。

第8条 (生徒資格の喪失)

何らかの理由により生徒資格を喪失した場合は、退校手続き申請書に必要事項を記入していただきます。

第9条 (生徒の施設利用)

本校の生徒は、本会則及び本スタジオの諸規則に従い本スタジオの諸施設を生徒料金で使用することができます。

第10条 (入校金及び授業料)

一旦、収めた入校金及び授業料はいかなる場合もこれを返還しません。

第11条 (月謝)

生徒は、その生徒の在籍するコースの定められた月謝を前納しなければなりません。

第12条 (繰り越し)

レッスンの繰り越しを認められているコースは、その月の未消化分を翌月に繰り越すことができます。

第13条 (休校)

休校は原則として認めません。但し生徒が、出産・傷病等の事情の場合において、休校届け、証明書を提出し、本校の承認を受けた場合に限り認められます。

第14条 (受講、施設の利用)

- ①生徒は本校の定める月謝を納めることにより、受講、施設の利用が認められます。
- ②受講、施設の利用の際は本校の定める諸規則及び従業員の指示に従って下さい。

第15条 (受講の拒絶)

生徒の事故、怪我等の防止の為レッスン開始後、15分以上経過した場合には受講を拒絶します。

第16条 (ビジター制度)

- ①本校はクラスに余裕がある場合は、ビジターを受け入れます。
- ②ビジターについても、本規則を適用するものとします。

第17条 (スタジオ及び施設の変更・休校)

- ①本校は必要に応じてスタジオ及び施設の変更ができるものとします。
- ②気象、災害等、その他の事由により開校が不可能な場合休校できるものとします。
- ③いずれの事由においても生徒は一切の異議申し立て、補償請求をすることはできません。

第18条 (免責)

本校はレッスン受講者に対し、以下の事由に基づく損害等に関して一切の責任を負わないものとします。

- (1) スタジオ内、諸施設内において生じた盗難・傷害・事故
- (2) レッスン中に起きた怪我、障害、病気、持病等の発生、その他の健康状態の変化
- (3) インストラクターの行う正当な指導行為に基づき発生する精神的肉体的疲労や苦痛

第19条 (休校日)

本校は、夏期、年末年始に休校日を設けることができます。

第20条 (損害賠償責任)

生徒が本校のスタジオ・諸施設を利用中、自己の責任において本校又は第三者に損害を与えた場合は、その賠償を負い速やかにその責に任ずるものとします。

第21条 (諸料金の変更)

本校は生徒が負担する入校金、月謝等を変更できるものとします。

第22条 (退校)

- ①やむをえず退校する場合は、必ずスクール受付に申し出るものとし、申し出のあった月の翌月いっぱいまで退校とする。
- ②退校する月までは在籍扱いとなり、月謝も納付しなければなりません。(例：10月7日に退校の申し出をした場合、11月末日まで在籍)

第23条 (改正)

本校の利用に関する本校則の改正及び本校則に定めのない事項については、本校がこれを定めることができるものとし、その効力は生徒・ビジター会員に及ぶものとします。

ボクシングフィットネスジムNOA スクール校則

第1条 (名称)

本校はボクシングフィットネスジムNOAと称します。

第2条 (目的)

本校はボクシング、フィットネスの振興に広く貢献するとともに、生徒の技術・理論のさらなる向上をめざし、健康で創造力豊かなフィットネスジムとすることを目的とします。

第3条 (入校資格条件)

本校に入校できるのは、本校の趣旨に賛同し、校則を承認した方で、かつ心身とも健康で異常のない方とします。

第4条 (入校資格取得)

本校に入校を希望する方は、所定の入校手続きをし、入校金を納めることにより入校が認められ本校の生徒となります。但し、未成年者の場合は親権者の同意が必要です。

第5条 (生徒資格の譲渡)

入校資格を譲渡することは一切できません。

第6条 (生徒資格の有効期間)

生徒資格の有効期間は、終身とします。但し、生徒は下記の場合その資格を失うものとします。

- 1.退校
- 2.除名

第7条 (除名等)

本校は生徒が次の各号のいずれか一つに該当すると認められた場合は、何らの警告なしに生徒を除名することができるものとする。

1. 月謝の納入を滞納し、期限を定めた催告に応じない場合。
2. 本校の施設を故意に毀損した場合。
3. 本校則、その他本校の定める規則に違反した場合。
4. 本校の名誉、信用を毀損した生徒。本校の秩序を乱す生徒。
5. その他本校の生徒として品位を損なう行為のあった生徒。

第8条 (生徒資格の喪失)

何らかの理由により生徒資格を喪失した場合は、退校手続き申請書に必要事項を記入していただきます。

第9条 (生徒の施設利用)

本校の生徒は、本会則及び本スタジオの諸規則に従い本スタジオの諸施設を生徒料金で使用することができます。

第10条 (入校金及び授業料)

一旦、収めた入校金及び授業料はいかなる場合もこれを返還しません。

第11条 (月謝)

生徒は、その生徒の在籍するコースの定められた月謝を前納しなければなりません。

第12条 (繰り越し)

レッスンの繰り越しを認められているコースは、その月の未消化分を翌月に繰り越すことができます。

第13条 (休校)

休校は原則として認めません。但し生徒が、出産・傷病等の事情の場合において、休校届け、証明書を提出し、本校の承認を受けた場合に限り認められます。

第14条 (受講、施設の利用)

- ①生徒は本校の定める月謝を納めることにより、受講、施設の利用が認められます。
- ②受講、施設の利用の際は本校の定める諸規則及び従業員の指示に従って下さい。

第15条 (受講の拒絶)

レッスンの品質保持、生徒の事故や怪我防止の為にレッスン開始以降の受講を拒絶します。

第16条 (ビジター制度)

- ①本校はクラスに余裕がある場合は、ビジターを受け入れます。
- ②ビジターについても、本規則を適用するものとします。

第17条 (スタジオ及び施設の変更・休校)

- ①本校は必要に応じてスタジオ及び施設の変更ができるものとします。
- ②気象、災害等、その他の事由により開校が不可能な場合休校できるものとします。
- ③いずれの事由においても生徒は一切の異議申し立て、補償請求をすることはできません。

第18条 (免責)

本校はレッスン受講者に対し、以下の事由に基づく損害等に関して一切の責任を負わないものとします。

- (1) スタジオ内、諸施設内において生じた盗難・傷害・事故
- (2) レッスン中に起きた怪我、障害、病気、持病等の発生、その他の健康状態の変化
- (3) インストラクターの行う正当な指導行為に基づき発生する精神的肉体的疲労や苦痛

第19条 (休校日)

本校は、夏期、年末年始に休校日を設けることができます。

第20条 (損害賠償責任)

生徒が本校のスタジオ・諸施設を利用中、自己の責任において本校又は第三者に損害を与えた場合は、その賠償を負い速やかにその責に任ずるものとします。

第21条 (諸料金の変更)

本校は生徒が負担する入校金、月謝等を変更できるものとします。

第22条 (退校)

- ①やむをえず退校する場合は、必ずスクール受付に申し出るものとし、申し出のあった月の翌月いっぱいまで退校とする。
- ②退校する月までは在籍扱いとなり、月謝も納付しなければなりません。(例：10月7日に退校の申し出をした場合、11月末日まで在籍)

第23条 (改正)

本校の利用に関する本校則の改正及び本校則に定めのない事項については、本校がこれを定めることができるものとし、その効力は生徒・ビジター会員に及ぶものとします。

ピラティススタジオnoa スクール校則

第1条 (名称)

本校はピラティススタジオnoaと称します。

第2条 (目的)

本校はマシンピラティスの振興に広く貢献するとともに、生徒の技術・理論のさらなる向上をめざし、健康で創造力豊かなピラティススタジオとすることを目的とします。

第3条 (入校資格条件)

本校に入校できるのは、本校の趣旨に賛同し、校則を承認した方で、かつ心身とも健康で異常のない方とします。

第4条 (入校資格取得)

本校に入校を希望する方は、所定の入校手続きをし、入校金を納めることにより入校が認められ本校の生徒となります。但し、未成年者の場合は親権者の同意が必要です。

第5条 (生徒資格の譲渡)

入校資格を譲渡することは一切できません。

第6条 (生徒資格の有効期間)

生徒資格の有効期間は、終身とします。但し、生徒は下記の場合その資格を失うものとします。

- 1.退校
- 2.除名

第7条 (除名等)

本校は生徒が次の各号のいずれか一つに該当すると認められた場合は、何らの警告なしに生徒を除名することができるものとする。

1. 月謝の納入を滞納し、期限を定めた催告に応じない場合。
2. 本校の施設を故意に毀損した場合。
3. 本校則、その他本校の定める規則に違反した場合。
4. 本校の名誉、信用を毀損した生徒。本校の秩序を乱す生徒。
5. その他本校の生徒として品位を損なう行為のあった生徒。

第8条 (生徒資格の喪失)

何らかの理由により生徒資格を喪失した場合は、退校手続き申請書に必要事項を記入していただきます。

第9条 (生徒の施設利用)

本校の生徒は、本会則及び本スタジオの諸規則に従い本スタジオの諸施設を生徒料金で使用することができます。

第10条 (入校金及び授業料)

一旦、収めた入校金及び授業料はいかなる場合もこれを返還しません。

第11条 (月謝)

生徒は、その生徒の在籍するコースの定められた月謝を前納しなければなりません。

第12条 (繰り越し)

レッスンの繰り越しを認められているコースは、その月の未消化分を翌月に繰り越すことができます。

第13条 (休校)

休校は原則として認めません。但し生徒が、出産・傷病等の事情の場合において、休校届け、証明書を提出し、本校の承認を受けた場合に限り認められます。

第14条 (受講、施設の利用)

- ①生徒は本校の定める月謝を納めることにより、受講、施設の利用が認められます。
- ②受講、施設の利用の際は本校の定める諸規則及び従業員の指示に従って下さい。

第15条 (受講の拒絶)

レッスンの品質保持、生徒の事故や怪我防止の為レッスン開始以降の受講を拒絶します。

第16条 (ビジター制度)

- ①本校はクラスに余裕がある場合は、ビジターを受け入れます。
- ②ビジターについても、本規則を適用するものとします。

第17条 (スタジオ及び施設の変更・休校)

- ①本校は必要に応じてスタジオ及び施設の変更ができるものとします。
- ②気象、災害等、その他の事由により開校が不可能な場合休校できるものとします。
- ③いずれの事由においても生徒は一切の異議申し立て、補償請求をすることはできません。

第18条 (免責)

本校はレッスン受講者に対し、以下の事由に基づく損害等に関して一切の責任を負わないものとします。

- (1) スタジオ内、諸施設内において生じた盗難・傷害・事故
- (2) レッスン中に起きた怪我、障害、病気、持病等の発生、その他の健康状態の変化
- (3) インストラクターの行う正当な指導行為に基づき発生する精神的肉体的疲労や苦痛

第19条 (休校日)

本校は、夏期、年末年始に休校日を設けることができます。

第20条 (損害賠償責任)

生徒が本校のスタジオ・諸施設を利用中、自己の責任において本校又は第三者に損害を与えた場合は、その賠償を負い速やかにその責に任ずるものとします。

第21条 (諸料金の変更)

本校は生徒が負担する入校金、月謝等を変更できるものとします。

第22条 (退校)

- ①やむをえず退校する場合は、必ずスクール受付に申し出るものとし、申し出のあった月の翌月いっぱいまで退校とする。
- ②退校する月までは在籍扱いとなり、月謝も納付しなければなりません。(例：10月7日に退校の申し出をした場合、11月末日まで在籍)

第23条 (改正)

本校の利用に関する本校則の改正及び本校則に定めのない事項については、本校がこれを定めることができるものとし、その効力は生徒・ビジター会員に及ぶものとします。